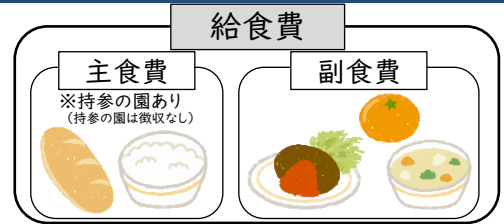


保育料と給食費の負担額について

3～5歳児の保護者の皆さまへ、保育料と給食費の負担額についてお知らせします。

お知らせ内容

1. 保育料は無償(0円)です。
2. 給食費(給食の材料にかかる費用)は保護者の方のご負担になります。
給食費の額は保育所等によって異なり、主食分(ご飯など)は持参の園もあります。また、費用については、保育所等へお支払いください。



副食費の免除制度について

副食費(おかず分にかかる費用)については、子どもの父母及びその他の扶養義務者(家計の主宰者である場合)の市民税所得割額の合計額に応じて、以下のとおり免除制度が設けられています。

1. 対象者

【1号認定】

(3歳児以上の子どもで幼稚園・認定こども園の幼稚園部利用者)

階層	区分	徴収／免除
1	生活保護世帯	免除
2	市町村民税非課税世帯	
3	市町村民税均等割課税世帯	
4～5	所得割額 77,101 円未満	
6～9	所得割額 77,101 円以上	徴収※

※所得割額が 77,101 円以上の場合でも、小学校第 3 学年終了前の範囲で、幼稚園、保育所、認定こども園、企業主導型保育事業所等に入所している子どものうち、最年長の子どもから順に 3 人目以降の子ども(同一世帯のみ)は免除となります。

【2号認定】

(3歳児以上の子どもで保育所・認定こども園の保育園部利用者)

階層	区分	徴収／免除
1	生活保護世帯	免除
2	市町村民税非課税世帯	
3	市町村民税均等割課税世帯	
4～5	所得割額 57,700 円未満	
5～13	所得割額 57,700 円以上	徴収※

※所得割額が 57,700 円(母子(父子)家庭世帯、障がい者(児)同居世帯などの場合は 77,101 円)以上の場合でも、小学校就学前の範囲で、幼稚園、保育所、認定こども園、企業主導型保育事業所等に入所している子どものうち、最年長の子どもから順に 3 人目以降の子どもは免除となります。

【2号認定で母子(父子)家庭の世帯、障がい者(児)同居世帯など】

(3歳児以上の子どもで保育所・認定こども園の保育園部利用者)

階層	区分	徴収／免除
1	生活保護世帯	免除
2	市町村民税非課税世帯	
3	市町村民税均等割課税世帯	
4～6	所得割額 77,101 円未満	
6～13	所得割額 77,101 円以上	徴収※

2. 内容

給食費のうち、副食費(おかず分にかかる費用)の支払いが免除になります。

※主食費は免除対象外のため、主食が提供される場合は自己負担となります。

3. 手続き

申請は必要ありません。免除対象となる方には、「副食費徴収免除通知書」をお送りします。なお、免除対象となっても世帯構成の変更・税額更正等により、免除対象外となった場合は、取消しに関する通知文をお送りします。

【問合先】加古川市こども部幼児保育課入園係
079-427-9213(直通)